

京都市交通局管理規程第30号

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「高速鉄道部担当部長」を「技術長」に改める。

第14条第1項中「8号」を「7号」に改める。

第1図中「部長級」を「局長・部長級」に、「高速鉄道部担当部長」を「技術長」に改める。

第2図中「高速鉄道部担当部長」を「技術長」に、「運転担当係長」を「運転係長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)